

原告準備書面(5)の概要

令和5年（行ウ）第11号、第16号

令和6年10月1日

原告ら訴訟復代理人弁護士野崎智裕

主張の要点

- ALPS処理汚染水の海洋投棄によって

①生命・身体、②平穏生活権、③漁業権・漁業行使権 が害される

これらの法益は、処分の根拠法令である原子炉等規制法が個々人の個別的利益として厳格に保護

ロンドン条約における予防原則：海洋環境に持ち込まれた廃棄物その他の物とその影響との間の因果関係を証明する決定的な証拠が存在しない場合であっても、当該廃棄物その他の物が害をもたらすおそれがあると信ずるに足りる理由があるときは、適当な防止措置をとらなければならない（ロンドン議定書3条1項等）

⇒原告らは保護される範囲に属し、原告適格が認められる

準備書面(5)のアウトライン

- 原告適格に関する判例の判断枠組み
 - ↓
- 処分の根拠法令と関係法令
 - ↓
- 各法益が個々人の個別的利益として保護されること
 - ↓
- 保護されるべき範囲に原告らが含まれること

1. 判例の判断枠組み

- ・行政事件訴訟法第9条：「法律上の利益を有する者」
- ・判例：
 - ・自己の権利または法律上保護された利益を侵害され、またはそのおそれがある者
 - ・個々人の個別的利益として保護すべき趣旨を含む場合、その利益も「法律上保護された利益」に該当

2. 処分の根拠法令と関係法令

- ・処分の根拠法令
- ・原子炉等規制法
 - ・本件処分の法的根拠第64条の3第2項
 - ・ロンドン条約の規定を国内法化し、海洋投棄を禁じている第62条
- ・ロンドン条約
 - ・海洋投棄の禁止を定める国際条約

2. 処分の根拠法令と関係法令

- ・根拠法令と趣旨を同じくする関係法令
- ・原子力損害の賠償に関する法律
 - ・原子力損害の賠償に関する基本的制度を規定
- ・原子力災害対策特別措置法
 - ・原子力災害から国民を保護するための措置を規定

2. 処分の根拠法令と関係法令

- ・根拠法令と趣旨を同じくする関係法令
- ・**廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）**
 - ・生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的とする
 - ・原子炉等規制法と廃掃法とは、両者が一体となって、放射性物質及びこれによって汚染された物の処理に関して「生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る」ために必要な措置を定める
- ・**使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約**
 - ・放射性廃棄物管理の安全を確保し、個人や環境を保護
- ・**環境基本法及び個別環境法**
 - ・環境保全施策の総合的推進を目的とする

3. 各法益の個別的利益としての保護 —生命及び身体—

- ・原子炉等規制法**

⇒国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全を目的とし(第1条)

災害の防止上支障がないことを許可基準とする(第24条)

放射性物質について厳格な規制により個人を保護(第61条の2)

- ・最高裁の見解：〔「もんじゅ」行政訴訟・差戻前上告審〕**

原子炉設置の許可に際して、技術的能力の欠如や安全性の不備が深刻な原子炉事故を招き、特に周辺住民の生命・身体に直接的かつ重大な被害を及ぼす恐れがあることを踏まえ、原子炉等規制法は技術的能力(第24条第1項第3号)と安全性(同第4号)に関する厳格な基準を設けている

⇒原子炉等規制法は個々人の生命・身体を個別的利益として保護していると判示

3. 各法益の個別的利益としての保護 —生命及び身体—

- ・**ロンドン条約目的規定**：「締約国は、海洋環境を汚染するすべての原因を効果的に規制することを単独で及び共同して促進するものとし、また、特に、人の健康に危険をもたらし、生物資源及び海洋生物に害を与え、海洋の快適性を損ない又は他の適法な海洋の利用を妨げるおそれがある廃棄物その他の投棄による海洋汚染を防止するために実行可能ならゆる措置をとることを誓約する」（1条）
- ・**予防原則の採用**：科学的確証がなくとも防止措置を取る（議定書第3条）

3. 各法益の個別的利益としての保護 —生命及び身体—

・原子力災害対策特別措置法

⇒国民の生命、身体及び財産の保護を目的とし(第1条)

被災者の救助・医療措置を講じること(第26条)、

健康診断・心身の健康相談を行うこと(第27条)等を定める

3. 各法益の個別的利益としての保護 —生命及び身体—

- ・使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約**

⇒電離放射線による有害な影響から個人を保護することを目的とし(第1条)

全ての管理段階で個人の健康を守る措置を講じること(第4条、第11条)等を定める

- ・環境基本法**

⇒国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし(第1条)

環境基準の設定による健康を保護すること(第16条)等を定める

→ 原子炉等規制法は生命・身体を個々人の個別利益として保護

3. 各法益の個別的利益としての保護 —平穏生活権—

・原子炉等規制法

⇒環境の保全を目的とし(第1条)、

放射性物質の適正処理を定め環境への影響を最小にし(第51条の2)

情報公開・報告義務にを定め事故時の環境への影響を最小にする(第62条の3)

3. 各法益の個別的利益としての保護 —平穏生活権—

- ・ロンドン条約**

⇒海洋の快適性と適法な利用を保護すると定め(条約第1条)

環境への影響を未然に防ぐべく予防原則についても明示(議定書第3条
1項)

3. 各法益の個別的利益としての保護 —平穏生活権—

・原子力災害対策特別措置法

→「犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持」(第26条1項5号)、「居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置」(第27条1項2号)等を国等に義務付ける

3. 各法益の個別的利益としての保護 —平穏生活権—

- ・原子力損害の賠償に関する法律**

⇒迅速な賠償により生活への影響の最小化を図る(第17条の3)

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）**

⇒生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とし(第1条)

施設設置時に、住民に意見提出の機会を付与(第9条の3)

住民等に記録の閲覧権を付与(第8条の4)

→ 原子炉等規制法は平穏生活権を個々人の個別利益として保護

3. 各法益の個別的利益としての保護 —漁業権・漁業行使権—

・原子炉等規制法

⇒放射性物質の海洋投棄を禁止(第62条)

海洋環境と漁業資源の保護のため海上保安庁と連携する(第72条)

・ロンドン条約

⇒生物資源及び海洋生物の保護(条約第1条)

廃棄物その他の物の投棄を禁止(第4条第1項柱書)

3. 各法益の個別的利益としての保護 —漁業権・漁業行使権—

・原子力損害の賠償に関する法律

・事業活動の制限による損害の賠償：「特定原子力損害」を「原子炉の運転等により生じた原子力損害のうち、原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示に基づき当該市町村長又は都道府県知事が行った指示に基づく避難のための立退き又は事業活動の制限によって生じた損害その他これに準ずるものとして政令で定めるもの」と定義(第17条の3第1項括弧書)

3. 各法益の個別的利益としての保護 —漁業権・漁業行使権—

・原子力災害対策特別措置法

- ・商品の販売不振の防止：「放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになつてないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、原子力災害事後対策実施区域における放射性物質の発散の状況に関する広報」(第27条1項3号)を国等に義務付ける



関係法令から原子炉等規制法を解釈

原子炉等規制法は汚染又はその可能性に起因する商品の販売不振から事業者を保護する趣旨を含む



原子炉等規制法は漁業権・漁業行使権を
個々人の個別的利益として保護

4. 保護範囲 —生命及び身体—

- ALPS処理汚染水が海洋投棄される
 - ⇒海水に混ざって海洋を漂い続け、広範囲に拡散
 - ⇒水産物や農作物を通じて人体に影響
- 保護されるべき範囲……福島県及びその近隣都県の住民(原発事故が原因で避難し、追加被ばくを受ける可能性のある各地の住民も含まれる)

4. 保護範囲 —平穏生活権—

- ALPS処理汚染水が海洋投棄される
 - ⇒海水に混ざって海洋を漂い続け、広範囲に拡散
 - 水産物や農作物を通じて、海水飛沫等への接触による人体に影響
 - 食物の安全性に対する継続的な不安感・恐怖感が発生
 - ⇒海との接触を制限されることによる精神的被害
- **保護されるべき範囲**……福島県を中心にALPS処理汚染水の影響が及ぶ海域に接触する住民及び当該海域由来の食物を消費する可能性のある地域の住民(原発事故が原因で避難し、追加被ばくを受ける可能性のある各地の住民も含まれる)

4. 保護範囲 —漁業権・漁業行使権—

- ALPS処理汚染水が海洋投棄される
 - ⇒海水に混ざって海洋を漂い続け、広範囲に拡散
 - ⇒水産物や農作物を通じて人体に影響
 - ⇒食物の安全性に対する継続的な不安感・恐怖感が発生
 - ⇒ALPS処理汚染水の影響が及ぶ海域由来の食物を購入する者がいなくなる
- **保護されるべき範囲**……太平洋、日本海、東シナ海等、汚染水の影響を受ける海域で事業を営む漁業関係者

5. 結語

- ALPS処理汚染水の海洋投棄によって
①生命・身体、②平穏生活権、③漁業権・漁業行使権

が害される

これらの法益は、処分の根拠法令である原子炉等規制法が個々人の個別的利益として厳格に保護

⇒原告らは保護される範囲に属し、原告適格が認められる